

浦添市予算執行委任規則（昭和55年規則第8号）新旧対照表

現行					改正後（案）				
浦添市予算執行委任規則					浦添市予算執行委任規則				
昭和55年3月31日					昭和55年3月31日				
規則第8号					規則第8号				
注 令和2年3月から改正経過を注記した。					注 令和2年3月から改正経過を注記した。				
別表					別表				
委任事項		委任区分			委任事項		委任区分		
		第1号に掲げる者	第2号に掲げる者	第3号に掲げる者			第1号に掲げる者	第2号に掲げる者	第3号に掲げる者
支	（義務的経費）	○	○	○	支	（義務的経費）	○	○	○
出	報酬、給料、職員	（給料、職員手	（給料、職員手	（給料、職員手	出	報酬、給料、職員	（給料、職員手	（給料、職員手	（給料、職員手
負	手当等、共済費、	当等（時間外勤	当等（時間外勤	当等（時間外勤	負	手当等、共済費、	当等（時間外勤	当等（時間外勤	当等（時間外勤
担	災害補償費、旅費、	務手当を除	務手当を除	務手当を除	担	災害補償費、旅費、	務手当を除	務手当を除	務手当を除
行	光熱水費、燃料費、	く。）、共済費	く。）、共済費	く。）、共済費	行	光熱水費、燃料費、	く。）、共済費	く。）、共済費	く。）、共済費
為	賄材料費、通信運	（職員以外に	（職員以外に	（職員以外に係	為	賄材料費、通信運	（職員以外に	（職員以外に	（職員以外に係
（	搬費（郵便料、電	係る分を除	係る分を除	る分を除く。）	（	搬費（郵便料、電	係る分を除	係る分を除	る分を除く。）
実	話料、運搬料及び	く。）を除く。）	く。）を除く。）	を除く。）	実	話料、運搬料及び	く。）を除く。）	く。）を除く。）	を除く。）
施	通信回線使用料に				施	通信回線使用料に			
伺	限る。）、扶助費、				伺	限る。）、扶助費、			
い	償還金、利子及び				い	償還金、利子及び			
を	割引料、公課費				を	割引料、公課費			
含	原材料費、積立金、	○	○		含	原材料費、積立金、	○	○	

む 。)	寄附金			
	報償費	50万円未満	50万円未満	5万円未満
	交際費及び食糧費	10万円未満	10万円未満	5万円未満
	需用費、役務費、 使用料及び賃借 料、備品購入費	300万円未満	300万円未満	50万円未満
	委託料、公有財産 購入費、補償・補 填金	500万円未満	500万円未満	100万円未満
	工事請負費（ただ し、契約金額の1 ／10かつ100万円 を超える変更契約 については除く。）	5,000万円未満	5,000万円未満	500万円未満
	負担金、補助及び 交付金	100万円未満	100万円未満	50万円未満
	貸付金、投資及び 出資金	300万円未満	300万円未満	
繰出金	500万円未満	500万円未満		
支出命令	○ (給料、職員手 当等(時間外勤 務手当を除	○ (給料、職員手 当等(時間外勤 務手当を除	○ (給料、職員手 当等(時間外勤 務手当を除	

む 。)	寄附金			
	報償費	50万円未満	50万円未満	5万円未満
	交際費及び食糧費	10万円未満	10万円未満	5万円未満
	需用費、役務費、 使用料及び賃借 料、備品購入費	300万円未満	300万円未満	100万円未満
	委託料、公有財産 購入費、補償・補 填金	500万円未満	500万円未満	100万円未満
	工事請負費（ただ し、契約金額の1 ／10かつ100万円 を超える変更契約 については除く。）	5,000万円未満	5,000万円未満	500万円未満
	負担金、補助及び 交付金	100万円未満	100万円未満	50万円未満
	貸付金、投資及び 出資金	300万円未満	300万円未満	
繰出金	500万円未満	500万円未満		
支出命令	○ (給料、職員手 当等(時間外勤 務手当を除	○ (給料、職員手 当等(時間外勤 務手当を除	○ (給料、職員手 当等(時間外勤 務手当を除	

	く。)、共済費 (職員以外に 係る分を除 く。)を除く。)	く。)、共済費 (職員以外に 係る分を除 く。)を除く。)	く。)、共済費 (職員以外に係 る分を除く。) を除く。)		く。)、共済費 (職員以外に 係る分を除 く。)を除く。)	く。)、共済費 (職員以外に 係る分を除 く。)を除く。)	く。)、共済費 (職員以外に係 る分を除く。) を除く。)
収入命令(調定、告知、 収入含む。)	定例的なもの	定例的なもの	定例的なもの	収入命令(調定、告知、 収入含む。)	定例的なもの	定例的なもの	定例的なもの
国、県に対する補助金 交付申請	○	○	○	国、県に対する補助金 交付申請	○	○	○
歳入歳出外現金の収支 命令	○	○	○	歳入歳出外現金の収支 命令	○	○	○
歳入の過誤納金の還付 充当	○	○	○	歳入の過誤納金の還付 充当	○	○	○
歳入の更正決定	○	○	○	歳入の更正決定	○	○	○
歳入に係る納期限延 長、分納	○	○	○	歳入に係る納期限延 長、分納	○	○	○
歳入に係る減免	100万円未満	100万円未満		歳入に係る減免	100万円未満	100万円未満	
不納欠損処分	○	○		不納欠損処分	○	○	